

ライフ・イン京都

(平成23年7月1日現在)

■施設

項目	京都府有料老人ホーム設置運営基準指針（抜粋）	ライフ・イン・京都	
所在地	—	京都市西京区山田平尾町46番地の2	
最寄り駅	—	阪急京都線桂駅から約2.2km 市バス千代原口バス停から約800m	
電話番号	—	075-381-1870	
ホームページアドレス	—	http://www.lifeinkyoto.com	
施設の 類型等	類型	介護付	
	居住の権利形態	利用権方式	
	入居時の要件	入居時自立・要支援・要介護	
	特定施設入居者生活介護の指定	有	
敷地	権利形態（所有・賃貸借）	所有	
	敷地面積	14,216.87㎡	
	契約期間	・入居契約期間が終身の場合は契約期間は30年以上 —	
建物	権利形態（所有・賃貸借）	所有	
	契約期間	・入居契約期間が終身の場合は契約期間は20年以上 —	
	建物の構造	・建築基準法に規定する耐火建築物・準耐火建築物 鉄筋コンクリート地下1階地上11階 (2層耐火建築物)	
	延床面積	— 16,227.52㎡	
建築年月日	—	昭和59年10月	
開設年月日	—	昭和61年11月	
入居者数/入居定員	—	314/370	
居室概要	・一般居室：個室、床面積21.6㎡以上（談話室、集会室等共用設備がある場合は15.63㎡以上） ・介護居室：個室、床面積13.2㎡以上 ※一般居室で介護サービスを提供する場合は不要	一般居室 226室 (32.05~85.56㎡) 介護居室 82室 (15.71~21.45㎡) 一時介護室 8室 (7.83~35.40㎡)	
設備	食堂	(共通事項) ・提供するサービス内容に応じ設置すること。 ・入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できるよう配慮すること。	○
	浴室	(食堂、浴室、便所、洗面設備) ・居室内に設置されている場合を含む。	○ (居室226、大浴槽2、特浴11)
	便所	(機能訓練室) ・他に機能訓練を行うための適当な場所が確保される場合には設置しなくてもよい。	○ (各室、共同51)
	洗面設備	(健康・生きがい施設) ・入居者が健康で生きがいを持って生活することに資するため、例えば、スポーツ・レクリエーション施設、図書室等を設けることがのぞましい。	○ (各室)
	機能訓練室	—	○
	医務室（健康管理室）	—	○
	健康・生きがい施設	—	○
概要	廊下幅	・介護居室のある区域の廊下は、 ・介護居室が個室で床面積18㎡以上、居室内に便所・洗面設備が設置の場合1.4m以上(中廊下1.8m以上) ・上記以外は1.8m以上(中廊下2.7m以上)	1.95m
	スプリンクラー	・火災等に対応するための設備を十分設けること。	○
	バリアフリーの対応状況	—	○
	緊急通報装置の設置状況	—	○ (各室)
	外線電話回線の設置状況	—	○ (各室)
	テレビ回線の設置状況	—	○ (各室)

■事業主体

施設名 ライフ・イン京都

項目	京都市府有料老人ホーム設置運営基準指針（抜粋）	ライフ・イン・京都
事業主体名	・個人経営でないこと。	(財) 京都ライフクリエイティブ事業団
所在地	—	京都市西京区山田平尾町46番地の2
電話番号	—	075-381-1870
設立年月日	—	昭和58年10月15日
ホームページアドレス	—	http://www.lifeinkyoto.com

■職員体制

項目	京都市府有料老人ホーム設置運営基準指針（抜粋）	ライフ・イン・京都	
職員数	施設長	・提供するサービス内容に応じ、以下の職員を配置 ・施設長	1
	事務員	・事務員	8
	生活相談員	・生活相談員	11
	介護職員	・介護職員 ・看護職員（看護師又は准看護師）	110
	看護職員	・機能訓練指導員	33
	機能訓練指導員	・栄養士 ・調理員	2
	計画作成担当者	※ 介護保険法第70条等の規定による特定施設入居者生活介護事業者等の指定を受けた施設にあっては、当指針のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守すること。	2
	医師		4（嘱託医）
	栄養士		（委託）
	調理員		（委託）
夜勤体制（最小人数）	・夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置	6	

■利用料等

項目	京都市府有料老人ホーム設置運営基準指針（抜粋）	ライフ・イン・京都	
一時金	入居一時金	・整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定すること。	(一般居室一人利用) 21,597~52,069千円 (一般居室二人利用) 27,463~57,935千円 (介護居室一人利用) 17,650千円
	介護費用の一時金	・経過年数に応じた要介護発生率、介護必要期間、職員配置等を勘案し合理的に算定すること。	(一般居室一人当たり) 430万円 (介護居室一人当たり) 172万円
	その他に要する一時金	・サービスに必要な費用の額を基礎とする適切な額	(一般居室一人当たり) 180万円 (介護居室一人当たり) 23万円
	返還金の保全措置	・保全措置を講じること。(例示)	保全措置あり
入居者基金への加入	—	○	
月額利用料(目安) (食費、管理費、介護費用(介護保険に係る利用料を除く。)、家賃相当額を含む。)	・上記一時金と同様に各費用について適切な額	(一人利用) 124,180円 (二人利用) 225,640円 ※ その他、光熱水費、個別的選択によるサービス利用量等あり	
要介護状態になった場合	介護を行う場所	—	一般居室、介護居室、一時介護室
	追加費用の有無	—	有(1日につき530円)

■情報開示

項目	京都市府有料老人ホーム設置運営基準指針（抜粋）	ライフ・イン・京都
重要事項説明書の公開	・重要事項説明書、契約書、管理規程を公開し、求めに応じて交付すること。	○
契約書の公開		○
管理規程の公開	・一時金を受領する施設については、貸借対照表、損益計算書等を入居希望者の求めに応じて閲覧すること。	○
財務諸表の閲覧		○
事業収支計画の公開	・経営状況、将来見通しに関する理解に資する観点から、事業収支計画も閲覧に供するよう努めること。	○

■介護サービス等の一覧表

施設名 ライフ・イン京都

項 目	特定施設入居者生活介護費で実施するサービス	特定施設入居者生活介護費、各種一時金、月額の利用料等で実施するサービス	別途利用料を徴収した上で実施するサービス
介護サービス			
食事介助	—	○	—
排泄介助・おむつ交換	—	○	—
おむつ代	—	—	○
入浴（一般浴）介助・清拭	—	○	—
特浴介助	—	○	—
身辺介助（移動・着替え等）	—	○	—
機能訓練	—	○	—
通院介助（協力医療機関）	—	○	—
通院介助（協力医療機関以外）	—	○	—
生活サービス			
居室清掃	—	○	—
リネン交換	—	○	—
日常の洗濯	—	○	—
居室配膳・下膳	—	○	—
入居者の嗜好に応じた特別な食事	—	—	○
おやつ	—	—	○
理美容師による理美容サービス	—	—	○
買い物代行（通常の利用区域）	—	○	—
買い物代行（上記以外の区域）	—	○	—
役所手続き代行	—	○	—
金銭・貯金管理	—	○	—
健康管理サービス			
定期健康診断	—	○	—
健康相談	—	○	—
生活指導・栄養指導	—	○	—
服薬支援	—	○	—
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	—	○	—
入退院時・入院中のサービス			
移送サービス	—	○	—
入退院時の同行（協力医療機関）	—	○	—
入退院時の同行（協力医療機関以外）	—	○	—
入院中の洗濯物交換・買い物	—	○	—
入院中の見舞い訪問	—	○	—

■その他

項 目	京都府有料老人ホーム設置運営基準指針（抜粋）	ライフ・イン・京都
協力医療機関	・医療機関と協力契約を結ぶこと。	ライフ・イン京都診療所、京都桂病院 高橋歯科医院
体験入居の有無	・契約締結前に体験入居の途を設けること。	○
(社)全国有料老人ホーム協会への加入	—	○